

平和を求める訴え 原告陳述に拍手鳴りやまず

みなさま、あけましておめでとうございます。

安保法制違憲訴訟・ニュースレターNo.2は、第1回口頭弁論の特集号です。昨年12月19日名古屋地方裁判所の西側につくられた受付では用意された120部の陳述書資料がすべてなくなり、入廷の時刻が近づくとつれ、集まった原告の多さに裁判所職員が慌てる姿も見られました。

集会では松本篤周弁護士事務所よりこの日の裁判の概要が説明された後、植村和子原告共同代表より挨拶がありました。

多くの原告は傍聴人席にまわり、原告72名を含む100名以上の傍聴人で法廷は満席でした。

はじめに金井英人弁護士より訴状要旨陳述がありました。この内容については学習会報告「裁判の主役 原告意見陳述書を書く」(7ページ)をご覧ください。



弁護士意見陳述 弁護士 青山邦夫

憲法9条の制定理由

戦争を放棄し、一切の戦力の保持を禁止する憲法9条は、第二次世界大戦のもたらした甚大な被害に対する深い反省から制定されました。

**平和的生存権は
全世界の国民の権利**

日本国憲法は「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」、二度と戦争の惨禍を繰り返させないために、前文で「全世界の国民」が「平和のうちに生存する権利」を有することを確認し、9条で戦争放棄・戦力の保持の禁止を制定したのです。

新安保法制の違憲性

新安保法制は、集団的自衛権の行使を容認するもの

である点において、憲法9条に違反します。

集団的自衛権の行使の容認は、戦争を放棄し、戦力の保持を禁止している憲法9条の解釈として到底認めることはできません。

多くの憲法学者がこの法律は違憲であると表明し、元最高裁長官山口繁氏もこの法律は違憲であると述べられています。憲法の根本原則である平和主義を否定する点において、極めて重大な憲法違反であるといえます。

付随的違憲審査制

国会議員が新安保法制を立法した行為は、原告らの平和的生存権を侵害するものであり、この権利侵害によって損害を被ったと、原告らは主張しています。これは、具体的で法律の適用により終局的に解決しうる法律関係の主張で、違憲立法の審査が可能であると考えます。

平和的生存権の侵害

平和的生存権については、抽象的な権利であって、裁判所に救済を求めるような権利でないと解する説があります。しかし、憲法自身が「平和のうちに生存する権利」と表現し、「権利」であることを明言しています。このことは、重く受け止めるべきであって、具体的な権利であることを否定すべきではありません。

平和的生存権は、戦争の被害者となることも、戦争行為に加担することも拒否し、みずからの平和的確信に基づいて生きる権利です。集団的自衛権の行使を容認する新安保法制の制定は、原告ら市民の平和的生存権を侵害するものです。

安保法制がもたらす結果は戦争

違憲審査の必要性



私たちは戦争を憎み 平和を守る国づくりのため全力を尽くす

高度に政治的問題は裁判所の審査権の外にあるとか、あるいは、憲法判断をしなくても事件が処理できる場合は憲法判断を回避すべきであると主張されることがありますが、そのような考えを本件に当てはめるのは適切ではありません。

憲法9条に明白に違反する立法について判断を示さず、沈黙を守ることは、憲法を擁護する義務を放棄することになると考えます。裁判所が違憲判断をしなければ、新安法制はそのまま有効なものとして実施されつづけ、我が国が戦争や武力の行使等を行うことにもなりかねません。新安法制のもとたらず結果も明らかに見据えて、慎重審理をお願いしたいと思います。

今、なぜ安法制の違憲訴訟か

弁護団意見陳述 弁護士 寺井一弘

安倍政権は2015年9月19日にわが国の歴史に大きな汚点を残す採決の強行により集団的自衛権の行使を容認する安法制を国会で成立させ、翌年の3月29日、これを施行いたしました。そして今年の憲法記念日に「3年後の東京オリンピックの2020年に新憲法を施行する」と豪語し、自衛隊を憲法9条に明記するなどの改憲原案をまとめました。今日の事態は平和憲法と民主主義にとってきわめて深刻であると言わなければなりません。

憲法9条が変えられる恐怖を憂える

私は3年前の9月19日の夜、集団的自衛権行使容認の閣議決定の具体化としての安法制の採決が強行された時、国会周辺に集まった多くの市民の方々とともに70年間以上にわたって「一人も殺されない、一人も殺さない」という崇高な国柄が一夜にして崩壊していくのではないかとこのことを強く実感させられました。憲法9条がなし崩し的に変えられていくことへの恐怖に憂える市民の方々、老人、女性、労働者、若者たちの表情の一つ一つは今も私の脳裏に焼きついております。そして、私はその場で戦前、戦中、戦後の時代を苦労だけを背負って生き抜いた亡き母のことを思い出しておりました。

私は日本の傀儡国家であった中国満州の「満州鉄道」の鉄道員だった父と旅館の女中をしていた母との間に生まれ、3歳の時にその満州で終戦を迎えました。8月9日のソ連軍の参戦により、満州にいた日本人の生命の危険はきわめて厳しくなり、私の父も私を生かすため中国人に預ける行動に出たようです。しかし、私の母は父の反対を押し切り、残留孤児になる寸前の私を抱きしめて故郷の長崎に命がけで連れ帰ってくれました。

引揚者として原爆の被災地である長崎に戻った私も家族の生活は、筆舌に尽くせないほど貧しく、母は農家で使う縄や箆をなうため朝から晩まで寝る時間を削って働いていました。母はいつも私に「こうして生きて日本に帰ってこれたのだからお前は戦争を憎み平和を守る国づくりのため全力を尽くさない」と教え続けてくれました。その母も今やこの世を去ってしまいましたが、もし3年前の9月19日の参加者の中に母がいたならば、涙を流しながら私の手を握りしめて悲しい表情をしていたのは間違いないだろうと考えていました。



安法制は私と原告の人生を否定するものだ

残された人生を平和憲法と民主主義を踏みにじる政府の蛮行に抵抗するための仕事に全てを捧げようと決意して代理人を引き受けることにいたしました。こうした思いは本日裁判所に出頭されている方々を含めて多くの原告や代理人が共通にされていると思います。

原告の方々の陳述書は、いずれも自分の人生体験を振り返りながら、今回の安法制が日本を再び戦争をできる国にしてしまったこと、それによって自分がどれほどの恐怖と不安を抱いているかを切々と

原告陳述 このままでは死ぬに死ねない

訴えるものになっています。

最後に、安倍政権は安保法制について国民が「忘却」することをひたすら期待してします。名古屋地方裁判所におかれては多くの市民の方々の心からの願いと真摯に向かい合われることを切望して、私からの意見陳述とさせていただきます。

陳述が終わるたびに傍聴席から拍手が沸き起こり、裁判所職員が注意する声が発せられました。ところが、拍手はだんだん大きくなり、発せられる注意は次第に小さなものとなってゆきました。

意見陳述 原告 水上学

陳述人の自己紹介

私は、広島県内の高校を卒業した1992年に航空自衛隊に入隊しました。私は正直、自衛隊に行きたくありませんでしたが、親や姉から「将来を考えて」と言われ、泣く泣く入隊しました。配属先は、岐阜県各務原市にある岐阜基地の「第4高射群」で、ここで輸送業務に携わりました。

私は在職中、数多くのイジメや嫌がらせ、さらには暴力を受けました。それらが原因で精神疾患になり、2002年6月に退職しました。

自衛官の人権 義務のない命令には従えない

原告になった経緯、護憲・平和活動を始めた理由

現職自衛官が『安全保障関連法』の『存立危機事態』を名目とした集団的自衛権行使は憲法違反であり『その行使としての防衛出動命令には従う義務がない』との確認を国に求める訴訟を起こしました。昨年3月の第1審判決（東京地裁）では「訴えの利益がない」として却下されましたが、本年1月の控訴審判決（東京高裁）では「訴えの利益がある」とした前進的な判



決が出されました。「自分も元自衛官としてのこれまでの考えを訴えなければならない」と自らを奮い立たせ、本年8月に原告の一員となりました。

服務規定に騙されないために

陳述人の精神的被害等

自衛隊の「服務の宣誓」によれば、自衛隊の本来任務は「我が国の防衛」であり、海外に出掛けて戦争をすることではありません。

2006年7月にクウェートに派兵された元航空自衛官の池田頼将氏は、現地でのマラソン大会参加中に後方から米軍トラックに轢かれましたが、現地で納得のいく治療が施されず後遺障害が残りました。池田氏はその後、PTSDや不眠症等も併発し、さらにはパワハラ被害も受け、退職を余儀なくされました。

もし私が今も自衛隊に残っていたら、私自身も戦闘に巻き込まれて池田氏等のように身体的・精神的障害を負う可能性も考えられました。

「服務の宣誓には『海外で武力行使をする』という文言は含まれていない。騙された」として退職した者もいます。私も退職してから「日本国憲法で『不戦の誓い』を高く掲げたにも関わらず、それが破壊されかねない」とした苦痛を大きく感じています。

戦争は、人間ばかりでなく地球環境をも破壊する「最大最悪の人権侵害であり環境破壊」です。その行為を容認する戦争法は、日本国憲法を真っ向から否定するものです。本件訴訟にて、日本国憲法の意に叶った判決が出されるよう、切に願うものです。

意見陳述 原告共同代表 寺田 誠 知

私は自衛隊基地のある岐阜県各務原市の住民です。自治会長を務めながら、岐阜大学で国際政治を教えております。

この安保法制は憲法違反です。ならば憲法を変更すればいいだろうというのが

安倍政権の考えです。すでに3年前に、日本会議、青年会議所、神社本庁、神道政治連盟は「憲法改正



安保法制により 地元の自治会が混乱、暴力へ

1000万人署名」の運動を行っています。これは「草の根保守」といえば聞こえはいいですが、私たちの神社や自治会を悪用した卑劣な思想統制でした。自治会役員である私は、この署名運動に協力させられ、自民党の選挙活動に動員されました。これらは地方自治法260条の2に違反しています。私は、良心の呵責に耐えきれず、これらを断って「戦争に反対する看板」を建てました。

すると彼らは私に暴力をふるい、自宅に乗り込んできて看板の撤去を要求しました。暴力についてはすでに送検されています。また、彼らは自治会総会でクーデターを起こし、自治会の預金通帳を持ち逃げしました。さらに豊年祈願祭で私が神前に供物を奉納しようとする、親しかった宮司が突然別人のようになり、「身分が違う」などと叫んで暴力をふるいました。

これらの組織的な犯罪は、憲法違反の安保法制と憲法改正運動によって惹き起されたものです。ゆえに私は政府に対して国家賠償を請求いたします。戦前の軍国主義時代のような「狂気」が静かに人々の心を蝕み、私は耐え難い苦しみを受けています。私のどこに落ち度があったのでしょうか。私は、ただ基地の町の自治会長として、住民の命と暮らしを守るために二度と戦争を起こしてはならないと思っています。先の戦争では、私の町は空襲によって火の海になり、多くの人々が殺されました。今でも近くの山で被害者の人骨が出てきます。

この法廷は平和と戦争の「分水嶺」

いま安倍政権は、しきりに北朝鮮の脅威を叫んで軍備を増強しています。しかし、本当に朝鮮民主主義人民共和国は脅威なのでしょうか。私は現地に行って数人の人にインタビューし、彼らは決して脅威ではないことを確認してきました。彼らはアメリカの侵略に脅えながら、つつましい生活を守るために必死で核兵器にしがみついているだけです。とても日本を攻撃する余力などありません。

私たちが70年前に日本国憲法を制定して、戦争と軍備を放棄したのは何の為だったのでしょうか。それは、日本人が人類の先頭に立って、話し合いによって戦争を無くし、世界を一つにしていく崇高な使

命のためです。この「使命」によって、私たちは世界から尊敬され、大きな誇りを持つことができました。ところが、安倍政権はこの「誇り」をかなぐり捨て、日本を「普通の国」に墮落させ、集団的自衛権の名のもとにアメリカの戦争政策に加担しています。

私たちはこの「狂気」をくい止めなければなりません。この1号法廷は、今、人類の運命を担っているのです。喜びに満ちた自由・平等で平和な世界が実現できるか、それとも、欺瞞に満ちた血なまぐさい戦争によって世界が滅亡するか、この大法廷は、まさに人類の「分水嶺」なのです。

最後に、裁判官の皆様には、司法権の独立を保障した憲法に立ち返り、忖度や自己保身の気持ちに打ち勝ち、平和を守ろうとする私たち市民の声をお聴きくださいますようお願い申し上げます。

意見陳述 原告共同代表 下澤悦夫

私は、1941年8月31日に、神奈川県小田原市郊外の農村で生まれました。1960年4月に東京大学に入学し、法学部で小林直樹教授から憲法学を学びました。小林憲法学は、日本国憲法における三つの原理、すなわち平和主義、国民主権及び基本的人権を重視するものでした。当時は1959年に砂川事件の伊達判決と最高裁大法廷判決が出された直後でした。私は平和憲法の精神を日本社会に根付かせることを自分の使命と考えました。そして、この使命を果たすため、職業裁判官となる道を選びました。

40年間の裁判官生活を通じて、私が取り組んだ課題は、憲法9条の関係で裁判所が自衛隊の違憲・合憲の司法判断を明確に示すことでした。私が在任した40年間に自衛隊の違憲・合憲を争点とする3件の自衛隊裁判が提起されました。1967年3月の札幌地裁恵庭事

長沼ナイキ基地訴訟第1審 自衛隊の違憲性を正面から判断

件判決と、1973年9月の札幌地裁長沼ナイキ基地訴訟判決と、1977年2月の水戸地裁百里基地訴訟判決です。この3件の自衛隊裁判のうち、自衛隊について憲法9条違憲性を正面から判断したのは、長沼ナイキ基地訴訟の第1審、札幌地裁福島判決だけでした。その福島判決もその後の上級審で取り消されています。

最高裁を頂点とする裁判所は、砂川事件の最高裁大法廷判決の「統治行為論」を拡大解釈して、自衛隊の違憲・合憲の判断をすべて回避してきています。まことに嘆かわしい事態と言わざるをえません。

私は退官後、法曹生活を離れて一市民として、一人のキリスト者として生きてきたのですが、このたび、この訴訟の原告として加わりました。先の札幌地裁恵庭事件判決は、日本国政府を敗訴させた裁判ではありますが、自衛隊について違憲・合憲の判断を回避したものでした。その点で、私はこの判決に不満を抱いていました。その恵庭事件訴訟の担当裁判官の一人である猪瀬俊雄元裁判官も、今回のこの裁判に共同原告として参加されています。

司法の独立こそ 裁判所の生きる道

安倍政権と政府与党は、3年前の2015年9月19日、日本国憲法の平和主義の原理に反し、集団的自衛権行使を前提する安保法制法を制定しました。多くの憲法学者が違憲と断じ、多数の市民たちの反対運動が巻き起こっているのを全く無視したのです。これは立憲主義と憲法を破壊する、全くの暴挙と言わざるをえません。こうしてなし崩しに戦争への道を歩みつつあります。その現実を前にしたとき、私は心身の深い痛みを禁じ得ません。それは、キリスト者として平和のために生きてきたこれまでの自分の生涯を否定されたこと、平和憲法を擁護することを使命とする裁判官として働いてきた40年の職業人生を否定されたことによる心身の痛みであります。

集団的自衛権を推進する運動とこれに反対する運動とが対立しています。そのときに安保法制法の執行を推進する政治的強者の意見によって正義が決定されるというようなことは、断じて許すことはできません。

集団的自衛権を推進する勢力とこれに反対する勢力との間で、いずれの側に正義があるのかを決定する権限を有するのは、裁判所において他にはありません。憲法第81条によって、裁判官には違憲法令審査権が与えられています。裁判官には、今度の安保法制法が違憲であるのか、合憲であるのかを判断する権利と義務があるのです。その責任を放棄してはなりません。もしそのようなことがあれば、司法権の独立は半永久的に失われるのでありましょう。それ

は裁判所の自殺行為と言わざるをえません。

予定された陳述の後 中谷弁護士より要請

被告である国からはすでに、私たちの主張は単なる意見にすぎないという答弁書が来ているそうです。予定されていた陳述が終了し、中谷雄二弁護士より、訴状は事実を記したものだ。事実の認否ができないのはおかしいという指摘がなされました。被告は何か小声で答えましたが、よく聞き取れませんでした。すぐに中谷弁護士が事実の認否を促すよう裁判長に要請しました。裁判長は要請を確認し、閉廷となりました。

報告集会

裁判の後桜華会館において、報告集会が行われました。傍聴された方々の多くは寺井弁護士、水上さん、寺田さんの陳述の迫力に圧倒され感動したのではないのでしょうか。法律のプロである弁護士の皆さんからは青山弁護士、下澤さんの陳述内容のすばらしさを評価する声が多く聞かれました。

松本篤周弁護士

寺井先生の語りは感動的であった。原告一人一人の言葉も実感がこもり内容があった。国は強く反論できないでいる。今日の裁判を手本に、皆さんとともにこれからも盛り上げていきたい。

寺井一弘弁護士

陳述の時母を思い感情がこもってしまった。ヒトラーは「人民は忘れることに長けている」といった。沖縄の翁長知事の最後の言葉は「諦めてはいけない」であった。安倍も同じである。彼は国民が忘れ諦めるのを待っている。

裁判官、原告、被告という立場を超えて、声に耳を傾けたならばこの裁判は負けはない。この裁判の主役は原告である。今後も裁判を全国に広げてゆく。

青山邦夫弁護士

名古屋地裁の1号法廷は10年ぶり、緊張した。裁判官が、安保法制は違憲と考えても、判断を避ける消極主義に陥っている。今、空母などができ三権分立が壊れようとしている。違憲であることをはっきりさせる必要がある。

水上学さん

原告陳述のトップで緊張した。自衛隊内部の違憲状態、実際戦地で戦っている自衛官の苦しみ、そして被

害にあと後遺障害に苦しむ池田さんを応援したいと声が大きくなってしまった。

寺田誠知さん

本当に恐ろしいのは安倍の背後の改憲勢力であり、侮ることはできない。特に青年会議所は各地のお祭りなど、街に出て改憲活動をしている。私たちも一人一人が草の根となってやっていく必要がある。

下澤悦夫さん

安保法制違憲訴訟の全国交流会で知ったのだが、元裁判官の原告又は訴訟代理人が8人ほどいる。多くの裁判官が今の時代に危機感を持っている。私は個別的自衛権を含め自衛隊に反対であるが、原告にはこれを認める方もみえる。互いの違いを認め合い協力していきたい。

大脇雅子弁護士

政治的な問題に対し、法的判断ができたとしても、これを避ける統治行為論というものがある。青山弁護士と下澤さんの統治行為論に反論する理論展開のすばらしさに感心した。

熊本拓矢弁護士

戦争に反対をする看板をつくり襲撃されたという寺田さんのお話には驚きました。

青木友加弁護士

前もって陳述書を読んではいしたが、実際に法廷で生の声を聴くと全く違うものとして感じる。これからも法廷に入りきれないほど多くの方に集まってもらうことが大切である。

柄野貞介弁護士

刺激が多く感動的であった。特に青山弁護士の陳述は多くの方に読んでもらいたい。訴状の憲法前文に関するところは私が書いた。これを「みっともない憲法」などという安倍を許すことはできない。

金井英人弁護士

大勢の原告の皆さんに集まっていただき、裁判所の職員も慌てるほどであった。裁判に勝つ日までこの勢いで行きたい。今日は訴状要約を読みあげたが、この裁判の主役は原告意見陳述である。

**自衛官の叫び「アメリカの
言いなりにだけはなりたくない」**

北村栄弁護士

私は老朽原発の裁判にも携わっている。以前自衛官

の高官と憲法について討論をしたことがある。討論の後、その高官が個人的に自衛官の犠牲者の話を聞かせてくれた。彼は「アメリカの言いなりにだけはなりたくない」と語っていた。彼のように立場上安保法制に反対できないが、私たちに共感する人は大勢いる。

9条は言葉を付け加えるほど後退する

内河恵一弁護士

この事件は多くの裁判官が関わっている。市民運動に距離を置く裁判官が参加せざるを得ないということだ。元裁判官の青山弁護士の陳述は判決のようなものだ。9条は言葉を付け加えるほど後退する。これをどこかで食い止めねばならない。

中谷雄二弁護士

今後もこの充実した内容を維持することが大切だ。今日は私たちが示した事実をただの意見にすぎないというので、つい大きな声をあげてしまった。事実は事実であるとしか表現できない。裁判所には事実を認めさせ必ず違憲・合憲の判断をしてもらう。

裁判に筋書きがあってはならない。これからもおかしところは指摘してゆく。

皆さんも、パレードや集会で表現してください。

【学習会 安保法制下の自衛隊の実態】

日時：2月4日(月)

午後6時30分 から8時30分

講師：飯島滋明 名古屋学院大学教授

場所：東別院会館 椿の間

名城線 東別院駅 4番出口より西に徒歩約5分

安保法制が成立して以来、自衛隊の訓練・装備が格段に進んでいます。改めて、安保法制成立で自衛隊の何が変わったのか、その実態を飯島さんにお話をさせていただきます。ぜひご参加ください。

参加費 500円をお願い致します。

【陳述書提出のお願い】

陳述書はなるべくメールでお送りください。

メールによる送り先：w.soshou.aichi@gmail.com

郵送の場合：453-0014 名古屋市中村区則武 1-10-6
側島第一ノリタケビル2階 名古屋法律事務所

昨年11月、手紙により案内させていただいたメールの送り先が間違っておりました。ご注意ください。よろしく申し上げます。

裁判の主演 「原告意見陳述書」を書く

原告のみならず、陳述書は書いていただきましたでしょうか。昨年10月27日、訴状内容と陳述書の書き方についての学習会がありました。

以下、その報告です。お役立てください。

はじめに松本篤周弁護士事務所局長より、「私たちは何を訴えたか？ 訴状から読み解く」と題したお話がありました。

憲法解釈の変節

憲法九条を文字通り読めば、個別的自衛権も集団的自衛権も否定しているが、個別的自衛権だけは認めるというのが、従来の政府見解であった。ところが安保法制により、個別的自衛権と集団的自衛権の両方を認めることになり、憲法解釈が根本から変えられてしまった。安保法制の違憲性、成立過程の反民主主義性は言うに及ばず、このまま進めば、日本はまぎれもない軍事国家へと変貌してしまう。

このまま進めば
日本はまぎれもない軍事国家へ

安倍政権による違憲行為

水陸機動団とオスプレイ、イージス・アショアと長距離巡航ミサイル、ヘリ空母「いずも」とこれに着艦できる垂直離着陸 F35B ステルス戦闘機など自衛隊の個別的自衛権を超えた軍事増強、また自衛隊の実際の活動においても、自衛隊の南スーダンへの派遣、海自の補給艦による米イージス艦への給油など、安保法制成立後、安倍政権下において自衛隊の違憲状態は一層顕著なものとなった。

裁判所は何者にも忖度することなく判断を

安倍内閣総理大臣は、安保法制が違憲ではないかとの追及に対して、「安保法案が違憲かどうかは、最高裁が判断する」との趣旨を述べて、安保法制が違憲であるとの多数の国民・市民の意見や憲法学者の見解を一顧だにせず、あたかも裁判所に挑戦するかのような態度を表明した。

法律制定を推進した張本人である安倍内閣総理大臣自身が、裁判所を指名して安保法制の憲法適合性の判断を求める以上、違憲審査権を有する裁判所は、正に今こそ何者にも忖度することなく正面からこれに答えることが求められている。裁判所には違憲立法審査権があり、裁判官には憲法を尊重し、擁護する義務

がある。裁判所におかれては、今こそ違憲であることが明白な安保法制を黙認することなく、憲法と平和を守りたいという国民・市民の願いに応えるとともに、内閣総理大臣の求める裁判所としての判断を行い、司法に対する国民の強い期待に応じて安保法制が違憲であることの判断をされることを強く願うものである。

原告が訴えるべきこと

日本の場合、違憲立法審査権は最高裁判所にある（憲法第81条）。訴状には安倍政権による、憲法違反の悪行が書き連ねられているが、原告がこれと同じように訴えても、裁判に勝つことはできない。

それでは、私たち主権者はどのように安保法制の違憲性を訴えればよいのだろうか。憲法には次のような条文がある。

日本国憲法 第17条

何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

私たちが訴えるべきは安倍総理の悪行だけではなく、安保法制成立によって被った精神的苦痛などの損害である。そしてその損害に対し慰謝料として10万円の賠償金を請求することになる。

学習会後半は元裁判官で原告共同代表の下澤悦夫さんによる「私たちはどんな被害を受けたか。陳述書を書こう！」と題するお話でした。

それぞれの原告の人生と信条を背景に
安保法制制定による苦痛の酷さを訴える

陳述書の重要性

原告が訴えるべきことは平和的生存権と人格権の侵害である。原告が被った被害は原告本人が陳述書によって主張されるものであり、裁判における重要な証拠となる。裁判の勝敗は原告の陳述が裁判所を動かせるかどうかにかかっている。

陳述書は原告本人の具体的な権利侵害と被害発生を事実により証明するものである。陳述書を出さないと、その原告は棄却となる可能性がある。何人かの原告の方には代表として原告本人尋問に協力していただく。

陳述書の内容

原告が苦痛を受けていることがメインであり、その苦痛がどれだけ酷いかを陳述書に表現する必要がある。苦痛の酷さを訴えるにはどうしたらよいか、それぞれ創意工夫が必要である。安保法制法の制定、執行による苦痛は、各人のそれまでの生き方、その人の信条などと深く関わっている。

その意味で、自分がどのような人生を歩んできたか、平和とどう向き合い、どのように平和を大切にしてきたかを具体的に記述し、それぞれの人生における、安保法制法の制定、執行によって受けた、又は受けるであろう苦しみをできるだけ具体的に記載する必要がある。

気軽にご相談ください

私たちは歴史的使命感を持って、平和を勝ち取るためにこの裁判に立ち上がりました。平和憲法の理想や安倍政権の悪行に対する怒りに比べ、私たち一人一人の損害はとても小さなものに見えるかもしれませんが。

原告の皆さんからは陳述書を書きながら、何か物足りないものを感じる、という声も聞かれました。まったくその通りであると共感します。しかし、原告一人一人の声を積み重ね大きなものとするより他に方法はありません。

私たち原告が、この怒りと歴史的使命感を持ち続けたならば、必ず裁判に勝ち、後世に平和をもたらすことができると信じます。

わからない点は事務局に気軽にご相談ください。

学習会のポイント

1. 訴状は安倍政権の悪行を訴える部分と原告の陳述書の2つの部分から構成される。
2. 陳述書は安倍政権の悪行を訴えるだけでなく、悪行により原告が被った損害を証明するものである。損害はそれぞれに異なり、原告自身によってのみ証明される。

みなさま ご支援ありがとうございます

引き続きご支援ください

振込先 加入者名：安保訴訟あいち

郵便振替口座：00850-2-217427

原告の募集は終了しましたが、サポーターは継続して募集しております。

今後の裁判の日程

第2回口頭弁論

2月15日(金) 午前10:30

第3回口頭弁論

4月19日(金) 午前11:00

第4回口頭弁論

6月12日(水) 午前11:00

場所 名古屋地方裁判所

安保法制違憲訴訟の会あいち 会計報告	
18年4月~12月	
入金の一部	1,104,337円
原告年会費(184名)	696,784円
サポーター年会費(93名)	261,000円
集会カンパ	146,553円
出金の部	642,445円
会場費	25,920円
事務印刷費	27,181円
事業費	5,000円
郵便通信費	84,344円
弁護団経費	500,000円
繰越金	461,892円

発行 安保法制違憲訴訟の会あいち 2019年1月22日

FB: <https://www.facebook.com/ampoiken.aichi/>

HP: <https://ampoiken-aichi.jimdofree.com/>

〒453-0014 名古屋市中村区則武 1-10-6

側島第一ノリタケビル2階 名古屋法律事務所

TEL 080-4521-5252 FAX 052-451-7749

編集室からひとこと

昨年10月、学徒出陣の追悼式において、元学徒兵の生き残りの方が「戦争に反対することは死ぬことより難しかった」と語っていました。安保法制違憲訴訟の意義を改めて実感しました。

沖縄県では米軍普天間基地の名護市辺野古への移設工事が行われ、12月14日、沿岸部への土砂投入が始まりました。海は汚れ、元に戻すことは極めて困難ものとなってしまいました。

そんななか、ホワイトハウスへの請願署名が始まっていました。その内容は、今年2月に予定されている民主的な県民投票が行われるまで、土砂投入を中止してくださいというものです。

第1回口頭弁論の日の朝、ある原告の方は署名が目標の10万人に達したことを自分のことのように喜んでいました。それにしても、いったいなぜ私たちは日本政府ではなくアメリカ政府にお願いせねばならないのでしょうか。